

事務連絡  
令和4年10月11日

建設業団体の長 殿  
民間発注者団体の長 殿  
各地方整備局等建設業担当部局長 殿  
公共発注者の長 殿  
各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

### 資源有効利用促進法政省令の改正について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度、国土交通省において資源有効利用促進法政省令の改正をいたしましたので  
周知をいたします。<宛先別に以下の文章を追記>

#### <建設業団体>

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、  
建設発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段のご配  
慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

#### <民間発注者団体>

貴団体におかれましては、貴団体傘下の企業に対して周知いただくとともに、建設  
発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段のご配慮を  
賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

#### <各地方整備局等建設業担当部局>

貴部局におかれましては、管内都道府県の建設業担当部局に対して周知いただくと  
ともに、本改正の趣旨を十分にご理解の上、建設会社への周知や適切な運用に格段の  
ご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

<公共発注者（省庁）>

貴部局におかれましては、本改正の趣旨を十分にご理解の上、適切な運用に格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

<公共発注者（都道府県）>

貴部局におかれましては、管内市町村（政令市除く）に対して周知いただくとともに、本改正の趣旨を十分にご理解の上、適切な運用に格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

<各都道府県建設リサイクル法担当部局>

貴部局におかれましては、貴管内市町村リサイクル担当部局に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適切処理の取り組みが一層進むよう、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

- 【別紙1】 資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について（概要）
- 【別紙2】 建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等
- 【別紙3】 「資源有効利用促進法」を知っていますか？（建設会社向けチラシ）
- 【別紙4】 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（改正）
- 【別紙5】 資源の有効な利用の促進に関する法律判断基準省令（改正）
- 【別紙6】（参考）標準請負契約約款（新旧対照表）

## 資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について（概要）

令和 4 年 9 月  
不動産・建設経済局建設業課

## ○施行日について

公布：令和 4 年 9 月 2 日

施行：令和 5 年 1 月 1 日

## ○改正内容について

**（1）資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正**

- ①資源有効利用促進法第15条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる特定再利用事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第2関係）。
- ②資源有効利用促進法第34条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用の促進が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる指定副産物事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第7関係）。

**（2）建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）の一部改正**

- ①建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の利用に当たっての責務の追加（第4条・第5条・第6条）  
建設工事事業者は、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、完成後の工作物の機能のみならず安全にも支障が生じないよう適切な施工を行うものとする。
- ②再生資源利用促進の主体の明確化（第4条・第8条・第9条関係）  
建設発生土の利用に当たっての情報収集及び情報提供、再生資源利用計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備については、発注者から直接工事を請け負った者及び自主施工者（以下これらを「元請業者等」という。）をその主体として明確化することとする。
- ③再生資源利用計画の作成対象工事の拡大等（第8条関係）
  - i. 計画作成を要する基準となる建設発生土の搬入量「1000m<sup>3</sup>以上」を「500m<sup>3</sup>以上」に引き下げる<sup>こととし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。</sup>
  - ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、以下の事項に変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
    - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
    - ・元請業者等が工事現場に置く責任者の氏名

- ・ 建設資材ごとの利用量及び当該利用量のうち再生資源ごとの利用量
  - ・ 再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場の場合は、建設工事の名称）及び所在地
  - ・ 建設資材ごとの再生資源利用率（＝再生資源の利用量／建設資材の利用量）
  - ・ 計画の作成日又は変更日
- iii. 元請業者等は、計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間（現行は1年間）保存することとする。

### （3）建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）の一部改正

#### ①再生資源の利用の促進の原則への「指定副産物の適正な分別」の位置付け（第3条関係）

建設工事業業者は、再資源化施設の活用を図ること等のみならず、指定副産物の適正な分別を図ることにより、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

#### ②指定副産物の処理に要する費用の見積りに係る規定の追加（新設）

建設工事業業者は、請負契約を締結するに際して、指定副産物を工事現場から搬出する予定があるときは、運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費を適切に見積るよう努めるものとすることとする。

#### ③指定副産物の利用促進の主体の明確化（第4条・第7条・第8条関係）

工事現場から建設発生土を搬出する場合の情報収集及び情報提供、再生資源利用促進計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備について、元請業者等をその主体として明確化することとする。

#### ④再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等（第7条関係）

i. 計画を要するの基準となる建設発生土の搬出量「1000m<sup>3</sup>以上」を「500m<sup>3</sup>以上」に引き下げることとし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。

ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、以下の事項に変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。

- ・ 発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
- ・ 元請業者等が工事現場に置く責任者の氏名
- ・ 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
- ・ 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称（搬出先が他の工事現場の場合は、建設工事の名称）及び所在地
- ・ 指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率（＝「工事現場内における利用量」及び「工事現場からの搬出量のうち再生資源として利用された量」の合計／工事現場における指定副産物の発生量）

- ・ 計画の作成日又は変更日
- iii. 元請業者等は、計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間（現行は1年間）保存することとする。

#### （４）経過措置

（２）及び（３）の改正は、施行日（令和５年１月１日）以後に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

以上